

---

平成 30 年 度

# 第 1 回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

## 要 項

---

日 時 平成30年6月14日（木）  
午後2時～3時50分  
会 場 上越市教育プラザ 中会議室

上越市青少年健全育成センター

平成30年度 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員名簿

No.	氏 名	推薦機関・団体名（役職等）	備考
1	飯 塚 裕	上越市小学校長会（小学校長）	新 任
2	小 松 敦	上越市中学校長会（中学校長）	再 任
3	竹 内 正 宏	上越地区高等学校長協会（高田農業高等学校長）	新 任
4	井 部 佐恵子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会（民生委員・児童委員）	再 任
5	関 川 正 樹	上越地区保護司会（事務局長）	新 任
6	山 本 条太郎	上越警察署（生活安全課長）	再 任
7	杉 本 正 彦	上越市町内会長連絡協議会（会長）	再 任
8	藤 井 清比古	上越市地域青少年育成会議協議会（会長）	再 任
9	小 山 貞 榮	上越市子ども会連合会（会長）	再 任
10	古 川 美也子	上越市小中学校PTA連絡協議会（事務局）	再 任
11	岩 片 喜代子	上越市青少年健全育成委員協議会（副会長）	再 任
12	鈴 木 真理子	上越市立教育センター（スクールソーシャルワーカー）	再 任
13	大 堀 み き	公募委員	新 任
14	吉 岡 智 宣	公募委員	再 任

委員任期：平成30年6月1日から平成32年5月31日まで

# 次 第

---

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 委員・事務局自己紹介

5 会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 事

(1) 報 告

- ① 平成29年度 事業・活動報告 (あゆみ P4-10)
- ② 平成29年度 若者支援結果報告 (資料1)
- ③ その他

(2) 協 議

- ① 平成30年度 運営方針と活動計画 (あゆみ P13-18)
- ② 平成30年度 若者育成支援計画 (資料4)
- ③ センターの運営に関する意見交換

8 その他

9 閉 会

## 意見交換

---

平成30年度

# 第1回上越市青少年健全育成センター運営協議会 資料

## 資料1

- ・平成29年度若者支援結果報告

## 資料2

- ・街頭指導の計画
- ・平成30年度「特別街頭指導」実施計画
- ・平成30年度PTA一日街頭指導計画

## 資料3

- ・第68回“社会を明るくする運動”事業計画
- ・第68回“社会を明るくする運動”強調月間街頭宣伝実施要項

## 資料4

- ・平成30年度若者育成支援事業の実施計画

## 資料5

- ・上越市青少年健全育成センター条例
- ・上越市青少年健全育成センター規則

上越市青少年健全育成センター

## 平成 29 年度 若者育成支援事業の進捗状況

青少年健全育成センター

## 1 相談・面談活動

## (1) 相談窓口の周知

- ポスターの掲示、チラシの配布
  - ・ 高校：市内全高等学校
  - ・ 市民：市役所、教育プラザ、総合事務所、公民館
  - ・ 関係者：各会議で周知
- ホームページの充実（相談窓口、若者セミナーで周知） \*電話帳にも掲載
- センター日より「愛育」に記載、配布（7月号、12月号、3月号）

## (2) 高等学校との連携

- 高田南城高校
  - ・ 相談窓口の周知・・・全校生徒へ配布  
教頭（通信制）、相談担当と対応について協議、相談啓発  
（現時点では相談希望の申し出はなし）
  - ・ 校外機関との関連・・・すこやかなくらし包括支援センター（定期的に高校を訪問）  
上越地域サポートステーション（周知活動）  
＜課 題＞・・・周知活動を継続しているが、高校を通しての本人・保護者からの相談はなし。
- 市内高校
  - ・ 高等学校長協会 相談・対応システムの説明と活用の説明（6月）
  - ・ 高校養護教諭部会 相談・対応システムの説明と活用の説明（6月）
  - ・ 中学校3学年へ周知 10月校長会で説明。11月啓発パンフ配布（卒業までに配布）  
＜課 題＞・・・現時点では周知活動にとどまっている。

## (3) 相談状況（4月～3月）

## ■ 件 数

平成29年度 相談・連絡状況(4～1月)

項 目	件 数	備 考
不登校	3	高校生、高校生相当 (年度またぎを含む)
中途退学・転学	0	
就 職(ひきこもり)	6	
進路・家族	3	中学生、高校生
その他	5	情報提供、親問題
計	17	

\* 相談案件数(情報提供含む) 13件

## ■ 内 訳

(相談状況)	4月・・・1件（高校生の不登校：電話）継続対応なし
	5月・・・1件（高校生の不登校：電話）発達障害診断あり、すこやかにつなぐ
	6月・7月・・・0件
	8月・・・1件（セミナー連絡に併せて電話相談：新潟市）
	9月・・・1件（中学校卒業後のひきこもりの保護者面談）
	10月・・・1件（40歳前の子の就労相談：電話。元気塾・サポステを紹介）
	11月・・・2件（就労、ひきこもりの相談：関係者面談）
	12月・・・2件（就労、中3進路相談）
	1月～3月・・・0件
(情報提供)	4件・・・①高校新入生の不登校とその後の高校での対応（適応指導教室） ②不健全な環境施設の状況（4）

## 2 若者応援セミナー

### ■ 各回の参加者（数値は延べ人数）

セミナー	実施日	講師	申込者数	参加者数	備考
第1回	7月8日	佐藤 賢治	4	2	0（対象者）
第2回	8月5日	山崎美百合	7	5	2（対象者）
第3回	9月16日	吉岡 智宣	8	5	3（対象者）
第4回	10月14日	中屋万里子	9	2	1（対象者）
第5回	11月18日	流石 光信	9	4	2（対象者）
計			37	18	8（対象者）

\*対象者の参加は、参加者数の約半数で、本人の母親であった。（本人の参加はなし）

### ■ 参加者の感想（要望を含む）

- ・VTR（ひきこもり者の取組）が大変参考になった。またお願いしたい。
- ・親と子供の距離感について納得できた。意思決定は子供の口から言うように仕向けること、脳を騙すこと、など大切なことを学べた。
- ・様々な体験を通して「強い心」が育っていくなど、子育てについて参考になる話が聞けて良かった。
- ・悩みを持つ若者の居場所づくりが大切だと思います。
- ・学校を卒業してから職業に就くまでの準備やトレーニングについて取り上げてほしい。
- ・勉強になった。今後の支援活動に生かしたい。

取組事例を参考にしたいと考える参加者がいる。来年度の内容に反映させたい。

## 3 子供・若者支援活動先進地の視察

### ■ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」設置市の視察

- ・4市視察（妙高市、村上市、三条市、新潟市）、1市調査（南魚沼市）・別紙資料参照

## 4 その他

### (1) 若者応援システム「Fit」の充実

- ・相談者の要望に応じて不定期に教育プラザの研修棟で開設するか、「北出丸」で開設している「NPO えちご若者元気塾」の協力を得て受け入れてもらう形をとっている。

### (2) 支援団体等のネットワークづくりの推進

- ・民間支援団体のネットワークづくりの基盤をつくるため、上越市内の活動団体を訪問し連携のための情報収集や連携支援の方向性を広げている。

### (3) 中学校で不登校を経験した生徒の実態調査（中学卒業後の動向）

- ・現状では実質的な状況は把握されていない。（調査が実施できていない。）

### (4) その他

- ・すこやかなくらし包括支援センターで、困難を抱える高校生及び家庭の相談に対応する活動が始められている。
- ・上越地域若者サポートステーションで、高校と連携した自立支援の活動が始められている。

今まで手薄だった部分に関わる部分が拡大してきている。有効に活用してもらうために、各高校とのつながりを強めていく方策を整えていく必要がある。

# 県内先進地視察結果

	妙高市	村上市	三条市	新潟市	南魚沼市	参考事項
設置年度	平成23年度	平成27年度	平成25年度(現体制整備年度)	平成23年度	平成23年度	
設置・経緯	推進法の趣旨に合わせて市長部局で実施を決定	市民団体からの強い要望により施策協議で決定	市長部局の主導で組織改革を行い実現(平成20年度)福祉・教育の統合	H22 今後の青少年施策について全課係長以上にアンケート調査・検討して決定	H23 相談業務を中心に健全育成業務も担うセンターを市が設置	★福祉と教育を併せもつ。主管は福祉 or 教育が担う。
所管部署(事務局)	教育委員会 子ども教育課(子育て支援係)	福祉課	教育委員会 子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)(青少年育成センター)	教育委員会 地域教育推進課(若者支援センター「オール」)	教育委員会 子ども・若者育成支援センター	
支援対象	0歳～39歳	0歳～39歳	乳幼児期～39歳	0歳～39歳	0歳～39歳	★推進法
地域協議会組織	「子ども・若者育成支援地域協議会」 ・代表者会議(年1回:方針、共通理解) ・実務者会議(年数回:課題把握、整理) ・個別支援検討者会議(随時:事案に対する個別対応の検討) (各担当部署での支援が基底)	「子ども若者総合サポート会議」 ・代表者会議(年1回:方針、共通理解) ・実務者会議(年数回:課題把握、整理) ・3部会支援活動(自立支援部会、 <b>子ども若者育成支援部会</b> 、要保護児童対策部会) (子ども若者育成支援部会で15歳以降を育成センターが担当)	「子ども若者総合サポート会議」 ・代表者会議(年1回:方針、共通理解) ・実務者会議(年数回:課題把握、整理) ・4部会支援活動(虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会、 <b>若者支援部会</b> ) ・個別ケース検討会議(随時) (若者支援部会で青少年相談を担当)	「若者支援協議会」 ・代表者会議(年1回:方針、共通理解) ・実務者会議(年数回:課題把握、整理) ・5部会支援活動(若者自立応援ネット)( <b>オール</b> 、ひきセン、発達障害支援センター(JOIN)、教育相談センター・学校支援課、サポステ) ・個別ケース検討会議(随時) (「オール」が核となり連絡・調整)	「子ども・若者育成支援地域協議会」 ・代表者会議(年1回:方針、共通理解) ・実務者会議(年数回:課題把握、整理) ・個別ケース検討者会議(随時) ☆ユースアドバイザー定例会議(年8)(H25 内閣府ユースアドバイザー養成モデル事業を実施)	★協議会の下で、要保護対策、教育支援、障がい者支援を実施。
担当職員	子育て支援係 支援専門員(1)係長(正1)、保育士(正1) 家庭児童相談員(非3)、子若支援相談員(非1)	青少年健全育成センター 所長(兼)、主任(正1)、指導員(非3)	青少年育成センター 所長(兼)、次長(兼)、事務員(正3)	若者支援センター「オール」 所長(兼)、係長(非1)、事業員(非2)、相談員(非4)、支援員(時間37)	子ども・若者育成支援センター 所長、係長、臨床心理士(1)、職員(臨1)	★専任職員を配置。
主な支援内容	①相談窓口(子ども教育課) 月～金曜日 8:30～17:15 ②支援内容(支援専門員対応) ・相談(電話、面談、訪問) ・小・中・高と連携した支援 ・本人、家族と関係機関との調整 ・関係機関への情報提供・つなぎ ③支援ネットワーク(機関)による支援 ・支援方法の検討・実施(子ども教育課) ④ひきこもりの予防(不登校対応) ・中学校訪問(不登校状況把握) ・中学校3年、進学高校への相談窓口周知 ・中学卒業後の進学先訪問 ・不登校生徒親の会(月1回)	①総合相談窓口(育成センター) 月～金曜日 9:00～16:00 ②支援内容(主任、指導員対応) ・相談(電話、面談) ワンストップ ・中・高校を訪問し連携支援 ・支援として、高卒資格取得支援、中卒者進路支援の学習指導を行う ・民間支援団体(登録制)による支援事業を調整して実施 ・生涯学習組織のネットワークを活用した支援 ☆相談内容により専門部署につなぐ ☆ことば・心の教室や適応指導教室(小・中学校)は学校教育課が担当	①総合相談窓口(子育て支援課) 青少年相談(育成センター) 外部委託 ②支援内容 ・子どもの育ちサポートセンターで子どもの育ちを段階的に支援(子育て総合支援、発達適応室) ・子育て支援係(企画、手当、助成) ・幼児・児童係(保育所、保育、児童クラブ等) ・青少年育成センター(健全育成、非行防止、青少年相談[外部委託]等) ☆就学前の子育て支援の相談窓口を一本化し総合的に対応する。若者支援の活動は少ない。	①相談窓口(支援センター「オール」) 月～金曜日 9:00～17:00 ②支援内容 ・相談(電話、面談) *訪問なし ワンストップが基本 ・「居場所」の設置・運営(支援員) 月～金曜日 10:00～20:00 ・支援事業の開催、自主活動のサポート(事業班、支援員、若者企画者) 田舎体験、クッキング、ミニ講座、行商・宅配体験、朝活など ☆困難の有無に関わらず若者が自由に活用できる場として設置。そこから相談、活動への参加を促している。	①相談窓口(子ども・若者育成支援センター) 月～金曜日 9:00～16:30 ②支援内容 ・相談(電話、面談、訪問) 教育相談(電話、訪問) 学校中心 若者相談(電話、面談、訪問) ・「居場所」の設置・運営(センター) 月～金曜日 ・開催事業 コミュニケーションセミナー 就労前支援(職場見学、講座、体験活動) こころの相談会、家族の集い ひきこもり理解の講演会 ☆家庭教育支援「だんぼの部屋」	★総合相談窓口の設置(ワンストップ) ★相談・活動の場の設置 ★民間の力を活用(支援ネットワーク) ★情報の共有(対象者の承諾で支援スタッフが共有)
居場所	・設置なし	・公民館施設を居場所として活用、その一角に育成センターがある。 ・育成センターとして設置なし。	・廃校小学校を公民館施設として活用、その一角に育成センターがある。市民の居場所として開放している。	・万代市民会館(複合施設)の4・5階フロアを使用。若者から一般市民まで利用できる施設として活用。	・センター内に設置(?)	★市の施設の活用
支援ネットワーク	・NPO・民間団体間のネットワークは組織されていない。	・民間支援登録団体の事業の調整	・健全育成団体との連携活動が中心(若者支援活動のネットワークなし)	・47団体が登録し応援ネットワークを作って活動を支援している。	・関係機関・団体:24	★活動のネットワーク
特徴	・育成センターを設置せず、子育て支援係全体対応し、相談・支援を専門支援員が行う。	・協議会の下で支援情報の共有ができるようにしている。 ・相談者の担当部署を10段階で判断する若者の自立指標を作成している。 ・県・村上市の対応部署連絡一覧表ができています。	・サポートシステムに登録すると支援台帳を作成し教育委員会内部では保護者の承認なく共有できる。外部機関との共有については、虐待以外は保護者の同意を得て行う。(支援課保管) ・総合相談窓口の他、育成センターに青少年相談を設置している。	・困難の有無に関わらず若者が集える「居場所」の設置からスタートしている。 ・支援員(ユースアドバイザー)を育成するための講座を開講し、受講修了者をオール支援員として委嘱している。 ・ひきこもりの対応は「ひきセン」が担当している。(5階に設置)	・不登校からひきこもり、孤立家庭、発達障がい等の子ども・若者を支援する。 ・子ども支援(臨10:指導員・相談員) ・若者支援(臨4:相談員) ・家庭教育支援(嘱託11) ・UD支援(臨床心理士)	★市の課題として実施 ★福祉と教育の総合的な支援をねらう
課題等	・支援専門員との面談がやっとなで先が見えない状況。伴走者の感じ。 ・就労手前の練習の場がなく就労に結び付かない。 ・本人や家族からの発信が無ければ動けない。 ・支援専門員が代われば信頼関係が崩れ、支援できなくなる。(支援員の育成が課題である)	・中学校・高校でつまずいた若者の進路支援を軸に支援を展開。想定される人数の割には申し出が少ない。 ・高校との連携では、中学校からのつながりがなく入りにくい。	・現支援台帳登録者は887人(虐待105、問題行動149、障がい662、若者11)であり、本格的な若者支援はこれからと言う状況である。(相談業務はサポステに委託) ・居場所の設置や支援プログラムの整備はこれから。	・困難を抱える若者への直接的な働きかけは行っていない。市立高校と連携した働きかけを検討している。他の高校との連携は難しい。 ・情報共有の具体的な手立てはとっていない。相談者が「ナビゲーションブック」を持てるようにしている。 ・困難を抱える若者の実態把握と早期対応を大きな課題としている。	・サポステや民間NPO団体が少ない中、市のサービスの提供範囲を検討する必要がある。 ・相談員のストレス解消対策を検討していく。	★15歳以降の支援を市民に浸透させる ★中・高校の協働体制の整備
不登校・ひきこもり調査(狭義1.8%)	現在把握数:140名(人口:33,268人) *推計値135人	現在把握できていない(調査予定なし)(人口:62,638人) *推計値244人	調査なし(人口:100,069人) *推計値449人	現在把握できていない(人口:800,112人) *推計値3,806人	現在把握できていない(人口:58,303人) *推計値264人	上越市推計値841人



## 平成30年度 街頭指導の計画

## ■ 通常街頭指導

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止しようとする活動である。都市化が進み、地域社会における人々の交流や連携が希薄になり、大人が青少年に対しての声かけの機会が減少している。その結果として地域の非行抑止力が弱まっている現在、この活動の重要性はますます高まっていると考える。

(1) 街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- ① 青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- ② 青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる

(2) 街頭指導活動を実施する区域

- ① 高田地区 ア(1班~6班) ・高田駅周辺、雁木通りプラザ、イレブンプラザ、あすとびあ高田、バス待合室、駅・駐輪場、ライブワン等  
(集合場所：雁木通りプラザロビー)
- イ(7班) ・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等  
(集合場所：春日謙信交流館)
- ウ(8班) ・ウイングマーケット、J-MAX、ドン・キホーテ等  
(集合場所：芙蓉荘研修室1)
- エ(9班) ・上越大通り藤巻十字路以南のカラオケ店、自由空間メディア館、ビデオ倉庫等  
(集合場所：市民プラザ1階ロビー)
- ② 直江津地区 ア(1班~3班) ・直江津駅周辺、大型店、神社、公園、ゲオ直江津店等  
(集合場所：直江津学びの交流館)
- イ(4班) ・バロー下門前店、ゼビオスポーツ、ダイナム、N1、アピナ上越インター店等  
(集合場所：育成センター事務室)
- ウ(5班~6班) ・イオン上越店、アピナ上越インター店、戸田書店 蔦屋書店、サンキー等  
(集合場所：育成センター事務室)
- エ(7班) ・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等  
(春日謙信交流館ロビー)

\* 春日謙信交流館集合の班は、日誌等を参照に巡回経路を協議する。

\* その他、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。

\* 各班4名体制(一部5名)とし、急な欠席があっても正規の街頭指導を可能とする。

(3) 街頭指導の実施時間\*

- ① 4月~11月 16:00-18:00 17:30-19:30
- ② 12月~2月 16:00-18:00 (12月まで17:30から街頭指導をしていただいていた皆様も、16:00からになります。)
- ③ 3月 16:00-18:00 17:30-19:30

#### (4) 街頭指導の留意点

- ① 店舗等への入室の際は、訪問の趣旨を伝え、協力を依頼してください。
- ② 店内の青少年の行動に対する声かけは、年齢や服装、状況等からその青少年にふさわしい言葉で、親しみをもって優しく呼びかけてください。
- ③ 路上での違反行為、不良行為、危険な遊び及び不審な行いなどにも気を配り声をかけてください。
- ④ 街頭指導のメンバーが二人になった場合は、腕章を付けた「巡回指導」にとどめ、「声掛け」等の直接的な行動は避けてください。

#### (5) その他

- ① 12月～2月は申し合わせにより、13区在住の育成委員の皆様の街頭指導はありません。また、高校の先生方は12月から3月までの街頭指導はありません。従って人数が少なくなる班同士合同で街頭指導をお願いすることがあります。

- ② 育成委員は市の非常勤特別公務員の身分であり、市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。

◆日誌の記入：直接声かけ①注意・指導、②あいさつ・呼びかけをした人数を書いてください

## ■ 特別街頭指導

平成30年度も昨年同様に7月、10月に南高田駅、高田駅の周辺で警察ボランティア、上越少年サポートセンターの皆さんと育成委員の皆さんとで実施の予定。詳細は後日。

- 7月12日（木） えちごトキめき鉄道・南高田駅周辺  
10月11日（木） えちごトキめき鉄道・高田駅周辺

## ■ 青色回転灯車両による巡回指導要領

### 1 趣 旨

近年の市街地開発に伴い郊外に大型店や遊技場が増え、賑わいの場所が変化している状況である。そのため、現在実施している街頭指導区域に加え、点在するそれらの地域を巡回指導することにより、青少年の問題行動を未然に防止するもの。

また、青色回転灯車両を利用することで、地域の方々に活動の認知度が高まり、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成にも繋がる。

### 2 活動概要

- ①利用車両について

- ・青色回転灯装備軽自動車（上越市防災危機管理課所有車を借用）

## ②巡回経路について

- ・直江津地区～高田地区
- ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場の他、通常巡回コース以外の地域及び、市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
- ・基本コースを設定するが、状況に応じた変更は可能とする。  
※例：バロー上越店、南高田駅周辺、春日山駅周辺、海水浴場など

## ③巡回頻度について

- ・月2回程度とし、通常の街頭指導を変更してコース以外を巡回する。

## ④巡回体制について

- ・原則、乗車定員の4名とし、役員及び事務局の乗車とする。
- ・但し、車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

## ⑤巡回時間について

- ・原則午後3時から午後4時50分とする。

## 3 その他

### ①青色回転灯装備軽自動車使用研修会に実施（2年に1回実施）

### ②「パトロール実施者証」の申請について

- ・役員及び事務局員が登録する。
- ・新潟県警への申請は上越市防災危機管理課で行う。

### ③借用車両の受渡し

- ・実施日にあわせ、事務局で予め防災危機管理課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

## 平成30年度「特別街頭指導」実施計画（案）

### 1 目的

①上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施

◆スローガン「みんなで防犯安全安心まちづくり」

自転車事故防止、ルール遵守

②えちごトキめき鉄道南高田駅、高田駅利用者のマナー向上

③警察少年ボランティア、上越少年サポートセンターとの連携を強めての街頭指導

### 2 実施内容

	第 1 回	第 2 回
日 時	平成30年7月12日（木） 15：30～17：30	平成30年10月11日（木） 15：30～17：30
場 所	・えちごトキめき鉄道南高田駅周辺	・えちごトキめき鉄道高田駅周辺
参加団体	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター
集合場所	・南高田駅前（ティリーヤマザキ南高田店駐車場）	・高田駅（駅前交番付近）
指導内容	・南高田駅の利用状況、マナー ・自転車乗り ・南高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導	・高田駅の利用状況 ・自転車乗り ・高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導
育成委員 参加者の 割り振り	・高田地区役員（岩片喜代子） ・ // （牛木 昇） ・ // （塚田百合子） ・ // （滝見 典子） ・（高田南城高校：古木 隆一） ・（高田商業高校：丸山 勉） ・（高田農業高校：松嶋 純平） ・（関根学園高校：高木 厳浩） ・育成センター職員(2名)	・高田地区役員（野澤 武憲） ・ // （柴山 久雄） ・ // （小関 育也） ・ // （磯貝 弘之） ・（高 田 高校：太田 雄一） ・（高田北城高校：佐藤 一輝） ・（上越総合技術高校：吉田 勝） ・（上 越 高校：藤川 祐司） ・（直江津中等教育学校：田村 一飛） ・育成センター職員(2名)

※ 何か不明な点がありましたら、青少年健全育成センター（544-4690）に連絡願います。

平成30年6月 日

各小・中学校長 様  
各小・中学校PTA会長 様

上越市青少年健全育成センター  
所 長 山 崎 光 隆

平成30年度「PTA一日街頭指導」への参加について（ご案内）

日ごろより、当センターの事業に、ご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、例年、多くの学校から参加をいただき実施しています。この街頭指導をとおして、校外における子どもたちの生活や行動の現状を把握し、今後の校外生活の指導に役立てていただくことがねらいです。

つきましては、下記の計画（別紙ー1含む）をご覧ください、貴PTA会員の皆様から積極的に参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、この事業は希望参加でありますので旅費や報酬の支給はありません。あらかじめご承知おきください。

記

- 1 参加人員 1校につき1名
- 2 時 間 月曜日～金曜日・・・午後4時～午後6時（10分前に集合してください）  
土曜日・・・午後3時～午後5時（10分前に集合してください）
- 3 実施地区等

	実 施 地 区	集 合 場 所
A	高田駅周辺、立体駐車駐輪場、本町通り、イレブンビル、あすとぴあ高田、カラオケ店等	雁木通りプラザ内ロビー
B	上越大通り周辺、カラオケ店、ビデオ店、コンビニ等	上越市市民プラザ 1階正面ロビー
C	ウイングマーケット周辺、ドン・キホーテ、J-MAX周辺	農業研修センター「芙蓉荘」 第1研修室 (富岡小裏)
D	直江津駅周辺、イトーヨーカ堂、神社、海岸等	直江津学びの交流館1階ロビー (直江津駅前)
E	下門前上越レジャーランド周辺、バロー下門前店、アピナ上越店、パチンコ店、公園等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
F	イオン周辺、戸田書店、蔦屋書店、サンキ、アピナ上越店等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
G	春日山駅、謙信公広場、快活 CLUB、スマイルタイム、まねきねこ、知遊堂等	春日謙信交流館ロビー (春日山駅前)

◆直江津学びの交流館に集合される場合、駐車場は直江津駅南口の駐車場をご利用ください。  
駐車券をお持ちになり、街頭指導終了後お帰りの際事務室に駐車券を提示し、無料券を受け取ってください。

4 参加申し込み

平成30年7月4日(水)までに、(別紙ー2)「PTA一日街頭指導参加票」に記入の上、下記事務局へ報告願います。なお、実施日につきましては調整後改めてお知らせします。

5 報告先

〒942-8563 上越市下門前 1770 上越市青少年健全育成センター 宛  
(電話・FAX 544-4690)

(FAXにてご報告ください。参加票を送付いただく場合は文書棚でお願いします)

## 第68回 “社会を明るくする運動” 事業計画

- 1 強調月間事業 平成30年7月1日～7月31日
  - 街頭宣伝活動
    - 高田・中部分区 7月7日(土) 10:00～  
ニ・七の朝市(大町3丁目)、イレブンプラザ前  
あすとぴあ高田前、イオン上越店入口、バロー上越モール入口
    - 直江津分区 7月8日(日) 10:00～  
三・八の朝市(中央2・3丁目)、イトーヨーカドー店入口  
直江津駅前
    - 東部分区 6月21日(木)  
柿崎地区 浄福寺お引上げ界限  
7月1日(日)  
浦川原地区 ナルス浦川原店前
  - 街頭宣伝活動実施要項・・・第3号議案 別紙1 参照  
配布物：うちわ、テッシュ、パンフ
  
- 2 広報等の啓発活動
  - ☆「広報じょうえつ」6月15日号掲載予定
  - ☆「上越タイムス」等新聞掲載
  
- 3 青少年健全育成事業の推進
  - ☆青少年育成事業
    - ・地域青少年まちづくりワークショップ・・・・22育成会議からの発表  
10月13日(土) リージョンプラザ上越
    - ・青少年健全育成強調月間(11月)  
広報用テッシュ・パンフ配布(11/18)
  
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集(市内小・中学生)  
7月上旬：小・中学校に依頼(保護司会で直接学校に出向いて依頼する。)
  
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
  - 日時 7月16日(月) 午後1時30分～4時30分
  - 会場 城北中学校体育館
  - テーマ 「 ネット社会の歩き方 」  
講師 上越教育大学特任准教授 田邊 道行 様

## 第68回 “社会を明るくする運動” 強調月間街頭宣伝実施要項

### 1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

### 2 活動内容

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、うちわやテッシュを配って街頭宣伝活動を行います。

### 3 参加割り当て

代表責任者		第1班（高田・中部分区） 高田分区長					第2班（直江津分区） 直江津分区長		
		7月7日（土） 出発式午前9時30分 開始午前10時					7月8日（日） 高田と同じ時間		
日 時		大手町小学校体育館					レインボーセンター 多目的室		
集 合 場 所		大手町小学校体育館					レインボーセンター 多目的室		
宣 伝 場 所		朝市	あすとび あ高田	イレブン プラザ	イオン	パロー	朝市	イトーヨー カドー	直江津駅 前
参 加 構 成 員	保 護 司 会	13	3	3	5	5	11	2	2
	更生保護女性会	4	0	1	2	0	3	1	0
	B B S 会	1	0	0	0	0	1	0	0
	セ ン タ ー 育 成 委 員 会	3	1	1	2	1	4	1	1
	民 生 委 員	2	0	0	1	0	2	1	0
	連 合 婦 人 会	1	0	0	0	1	2	1	0
	町 内 会 長 連 絡 協 議 会	1	0	0	1	1	1	1	0
	事 務 局	1	0	0	1	1	1	1	1
	合 計	26	4	5	12	9	25	8	4

## 平成30年度 若者育成支援事業の実施計画

青少年健全育成センター

## 1 主 旨

0歳から18歳までの途切れのない支援を充実するため、関係機関と連携し若者の自立支援に向けた取組を推進する。

## 2 主な若者育成支援事業

## (1) 若者の居場所（Fit）の開設と運営【新規】

○15歳以降の若者が集える場所を開設し、自立を目指す若者の活動の場を提供するとともに、相談・活動から個別支援へつなぐ場として運用する。

- ・場所：教育プラザ研修棟3階 小会議室（予定）
- ・時間：月～金曜日 午前9時～午後4時（土・日曜日・祝祭日を除く）  
\*被支援者の希望日に随時開設する。

【運営】管理運営・・・青少年健全育成センター

職員配置：育成センター相談員が居場所の管理・運営及び若者支援事業の推進に当たる。

対応内容・・・①学習・談話スペース ②相談スペース

\*体験活動は元気塾や他団体と連携して実施する。

## (2) 若者育成支援団体の支援ネットワークの構築【新規】

○若者支援を実施する民間団体の情報共有と連携体制を構築するため、ネットワーク会議を実施し、協力して活動ができるようにする。

- ・ネットワーク会議（年数回）
- ・困難を抱える若者の親の会の開催（7月から2ヶ月に1回程度）
- ・場所・・・教育プラザ 研修棟中会議室（予定）

## (3) 若者支援フェスタの開催【新規】

○若者支援に関わる関係機関・団体及び市民が参加する集会を開催し、若者支援の必要性と活動への協力の気運を醸成する。

- ・期日 平成30年11月23日（金）祝日
- ・会場 教育プラザ 研修棟大会議室（予定）
- ・主催 青少年健全育成センター
- ・協賛 市内若者支援団体
- ・内容 ①基調講演

テーマ 「困難を抱える若者の実態と支援の手だて」  
講師 新潟青陵大学 教授 斎藤 まさ子

②市内支援団体の取組紹介と参集者との意見交換

発表者（3団体） ・えちご若者元気塾（若者支援活動）  
（予定） ・上越親子劇場（不登校親の会）  
・KHJ 秋桜の会（ひきこもり親の会）

## (4) ユースアドバイザー養成講座の開設（3講座）【新規】

- ・12月「思春期の特性と心理」 講師 新潟大学 教授 神村栄一（予定）
  - ・1月「不登校、ひきこもりへの対応」 講師 新潟青陵大学 教授 佐藤 亨（予定）
  - ・2月「自立を促す働きかけ」 講師 上越教育大学 教授 佐藤賢治（予定）
- （会場：教育プラザ 研修棟大会議室）

## (5) 若者応援セミナーの開催【充実】

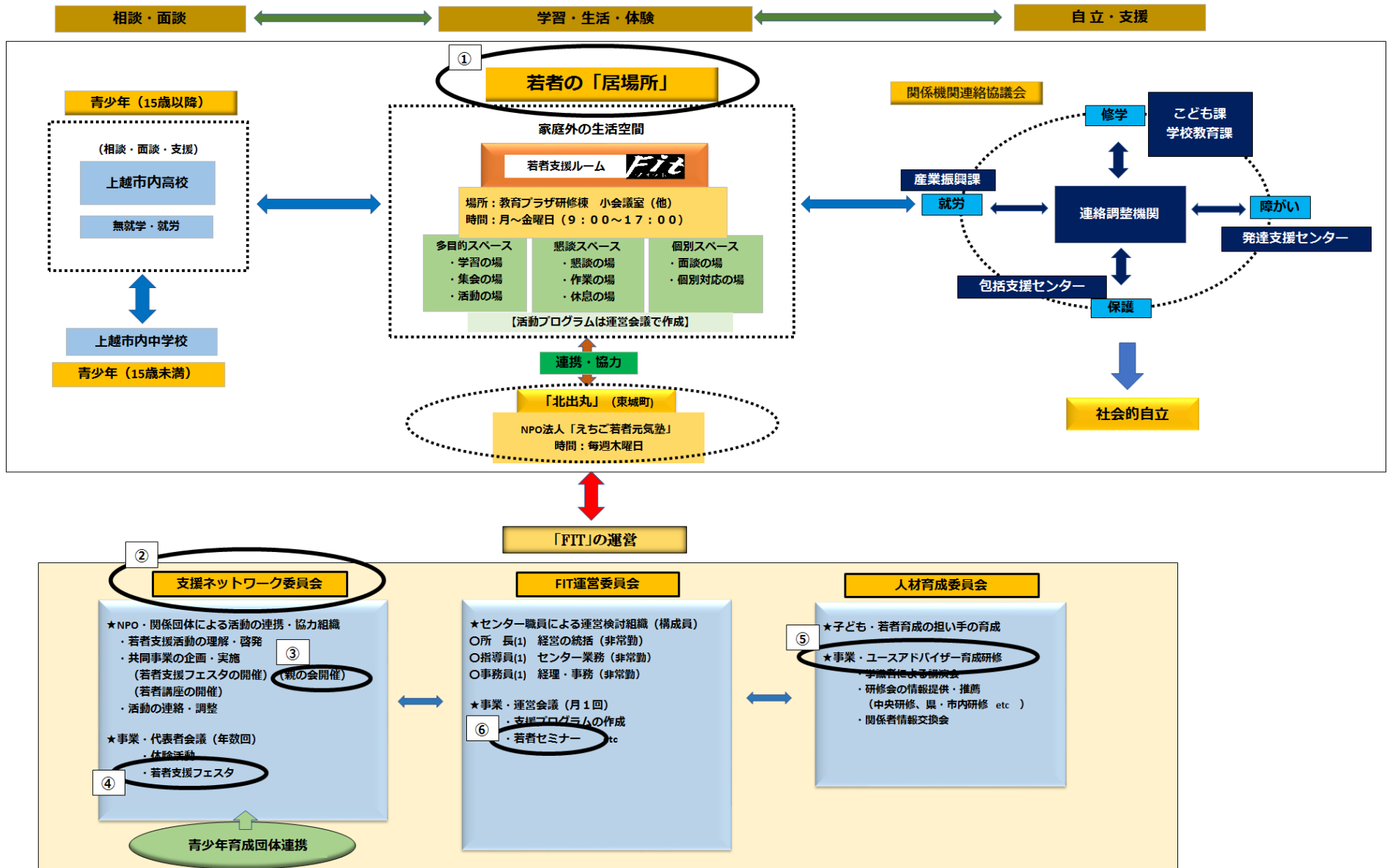
○困難を抱える若者の自立のため保護者の視野を広げるセミナーを年5回開催する。

- 6月 ①「不登校からのスタート！」 やすづか学園（流石光信）
- 7月 ②「高校は卒業したい、学び方いろいろ！」 つくば開成高校（石橋由加里）
- 8月 ③「仕事に就く、働くということ！」 若者サポステ（若林 正）
- 9月 ④「18歳からどう生きる！」 包括支援センター（中屋万里子）
- 10月 ⑤「自分のできることから！」 えちご若者元気塾（藤田健男）

## 3 その他

- (1) 引き続き広報誌、チラシ等での相談・支援活動の周知に努める。
- (2) ニート・ひきこもりにつながりやすい義務教育終了後の支援に重点的に取り組む。
- (3) 中学校と高校の接続支援が進むよう、支援のつなぎと情報共有の改善を進める。





## ○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前 1770 番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

## ○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例(平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員(以下「健全育成委員」という。)を置く。

2 健全育成委員の定数は、80人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) PTA会員
- (3) 民生委員及び児童委員
- (4) 更生保護関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係団体の役員
- (7) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。